

おおた くしょう しゃ さべつかいしょう し えん ち いききょう ぎ かいせつ ち ようこう
大田区 障がい者差別解消支援地域協議会設置要綱

へいせい ねん がつ にち ふくしょうはつだい ごう く ちようけつてい
平成28年11月25日28福 障 発第13592号区 長 決定

かいせい へいせい ねん がつ にち ふくしょうはつだい ごうふくし ぶ ちようけつてい
改正 平成29年 8月17日29福 障 発第12086号福祉部 長 決定

かいせい へいせい ねん がつ にち ふくしょうはつだい ごうふくし ぶ ちようけつてい
改正 平成31年 3月 4日30福 障 発第14958号福祉部 長 決定

かいせい れいわ ねん がつ にち ふくしょうはつだい ごうふくし ぶ ちようけつてい
改正 令和 4年 1月13日 3福 障 発第13741号福祉部 長 決定

かいせい れいわ ねん がつ にち ふくしょうはつだい ごうふくし ぶ ちようけつてい
改正 令和 4年 7月26日 4福 障 発第11700号福祉部 長 決定

かいせい れいわ ねん がつ にち ふくしょうはつだい ごうふくし ぶ ちようけつてい
改正 令和 5年 7月31日 5福 障 発第11827号福祉部 長 決定

せつ ち
(設置)

だい じょう しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん ほうりつ へいせい ねんほうりつだい ごう い か
第1条 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下
「障害者差別解消法」という。）第17条第1項の規定に基づき、障がい者、関係機関・団
たい ちいき ぎょうせいとう れんけい しょう しゃ さべつ かか じょうほう きょうゆう けんとう そうごりかい ほか
体、地域、行政等が連携のもと、障がい者差別に係る情報を共有・検討し相互理解を図る
ことで、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現を目的として、大田区
しょう しゃ さべつかいしょう し えん ち いききょう ぎ かい い か きょうぎかい
障がい者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

しよしょうじこう
(所掌事項)

だい じょう きょうぎかい しよしょうじこう つぎ
第2条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- しょう しゃ さべつ かいしょう かか じれいきょうゆう かんけいきかん れんけいとう かん じこう
(1) 障がい者差別の解消に係る事例共有、関係機関の連携等に関する事項
- しょう とくせいおよ しょう しゃ りかい そくしん ふきゅうけいはつ けんしゅうとう かん じこう
(2) 障がい特性及び障がい者への理解を促進するための普及啓発、研修等に関する事項
- しょうがいしゃ さべつかいしょうほう かか とりくみ かん じこう
(3) 障害者差別解消法に係る取組に関する事項
- たしょう しゃ さべつかいしょうおよ しょう しゃ けんりようご かん じこう
(4) その他障がい者の差別解消及び障がい者の権利擁護に関する事項

こうせい
(構成)

だい じょう きょうぎかい いいん つぎ かか くちよう いしよく こうせい
第3条 協議会の委員は、次に掲げるものについて区長が委嘱し、構成する。

- | | |
|-------------|-----------------|
| (1) 学識経験者 | にん い ない
1人以内 |
| (2) 弁護士 | にん い ない
1人以内 |
| (3) 障がい者団体 | にん い ない
5人以内 |
| (4) 社会福祉団体 | にん い ない
4人以内 |
| (5) 医療関係者 | にん い ない
2人以内 |
| (6) 教育関係者 | にん い ない
1人以内 |
| (7) 地域関係者 | にん い ない
2人以内 |
| (8) 雇用関係者 | にん い ない
1人以内 |
| (9) 事業者 | にん い ない
2人以内 |
| (10) 障がい当事者 | にん い ない
3人以内 |

にんき
(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度末までとする。

2 前項に規定する任期の途中で委員が辞職した場合、後任の委員を置くことができる。

ただし、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 再任は原則1回までとする。ただし、区長が必要と認める場合は、その限りではない。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定め、副会長は、委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

2 会長は、必要と認める場合は、委員以外の者に出席を求めることができる。

(関係者の意見聴取)

第7条 協議会は、所掌事項の審議に際し、必要があると認めるときは、関係者から意見

を聴くことができる。

(協議会の公開)

第8条 協議会の会議及び議事録は、公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当す

る場合には、会長は、協議会及び議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。

(1) 公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある

と認められる場合

(2) 特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがあると認められる場合

(3) 協議会の内容に個人情報が含まれている場合

2 前項の規定に基づき協議会及び議事録の全部又は一部を非公開としたものについては、

協議会に関係した者は、秘密性の継続する限り、他に漏らしてはいけない。

(個人情報の取扱)

第9条 協議会の委員及び協議会の関係者は、相談事例に係る障がい者等の個人情報の

保護に十分留意しなければならない。

(報償費)

第10条 協議会に出席した委員に対し、予算の範囲内において報償費を支払うものとす

る。

2 協議会に派遣されたガイドヘルパーの謝礼は、「大田区福祉のまちづくり事業」で派遣す

る障害者ヘルパー代支払い要領(平成20年3月28日付け19保福計発第14054号保健福祉部

ちょうけつてい」に準じて支払うものとする。

(庶務)

第11条 協議会に関する庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付則

この要綱は、決定の日から施行する。

付則 (平成29年8月17日29福障発第12086号福祉部長決定)

この要綱は、決定の日から施行する。

付則 (平成31年3月4日30福障発第14958号福祉部長決定)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付則 (令和4年1月13日3福障発第13741号福祉部長決定)

この要綱は、決定の日から施行する。

付則 (令和4年7月26日4福障発第11700号福祉部長決定)

この要綱は、決定の日から施行する。

付則 (令和5年7月31日5福障発第11827号福祉部長決定)

この要綱は、決定の日から施行する。